

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬001
- (2) 請負の表示 空間的遺伝子発現解析業務 一式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期限 令和8年12月28日
- (4) 請負場所 受注者が保有する施設で行うものとする。

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係
電話 06-6879-8153
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和8年7月17日(金) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

- 1) 件名
空間的遺伝子発現解析業務 一式
- 2) 請負期限
令和8年12月28日まで
- 3) 解析サンプルの内容
 - 1 種類：ヒト皮膚検体（FFPEブロック検体）
 - 2 数量：4スライド解析サンプルは発注者より提供する。その際、臨床的知見から感染性の疑いがある場合はサンプル提供時に情報を共有する。
また、未使用や解析の残余サンプルは、納品後の3か月間については受注者が適切に保管する。また、この期間中に発注者より返却希望があった場合は速やかにこれを返却する。
- 4) 解析業務概要
ヒト皮膚検体におけるFFPEブロック検体の10x Xenium Prime In Situ 空間的遺伝子発現解析業務を以下の専用試薬・消耗品を用いて実施する。
 - ・Xenium Prime Sample Prep Reagents (1000720)
 - ・Xenium Prime 5K Human Pan Tissue & Pathways Panel (1000724)
 - ・Xenium Add-on Custom 51 to 100 Gene Panel (12反応) (1000766)
 - ・Xenium Cell Segmentation Staining Reagents (1000661)
 - ・Xenium Prime 5K Decoding Reagents (1000740)
 - ・Xenium Decoding Consumables v2 (1000726)
- 5) 業務の手順
以下の作業を日本国内において実施する。
 - 1 解析用スライドを受注者が発注者へ送付する。発注者は解析用スライドに切片を貼付し、受注者へ返送する。
 - 2 受注者は返送されたスライドを用いて以下の検出操作を実施する。
 - 3 Xenium Prime Sample Prep Reagents (4スライド、2反応) (1000720) を使用し、ハイブリダイゼーションに必要な前処理を行う。
 - 4 Xenium Prime 5K Human Pan Tissue & Pathways Panel (2反応) (1000724) と Xenium Add-on Custom 51 to 100 Gene Panel (12反応) (1000766) を使用して、ハイブリダイゼーションを実施する。
 - 5 Xenium Cell Segmentation Staining (2反応) (1000661) を用いて細胞の境界を可視化する。
 - 6 Xenium Prime 5K Decoding Reagents (2反応) (1000740) を使用してXenium Analyzer でプローブを検出するための処理を行う。
 - 7 Xenium Decoding Consumables v2 (2反応) (1000726) を用い、Xenium Analyzer でプローブを検出する。
 - 8 Xenium スライドに対してHE染色を行い、KEYENCE BZ-X810 または同等の顕微鏡で染色画像を取得する。
- 6) サンプルの受け入れ条件

- 日本国内で解析を実施できること
- 日本国内における 10x Genomics 社の Preferred Service Provider であること
- Xenium Analyzer を 4 台以上設置し、バックアップ機能を有すること
- 10x Xenium In Situ に関する全ての解析の受託実績があること
 - 10x Xenium In Situ
 - 10x Xenium Prime In Situ
 - In Situ Hybridization
 - DV200 測定

7) 納品物

解析結果を以下の内容で納品する。

- Xenium Analyzer 出力データ
 - analysis summary
 - Xenium ファイル
 - など
- 情報シート（解析方法や使用試薬などをまとめたもの）
納品方法は HDD に格納し郵送する。その他の必要書類については発注者と受注者が協議し提出すること。
納品場所： 大阪大学大学院薬学研究科 マンダム先端化粧品科学協働研究所

8) 代金の支払い

請負代金は業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

9) その他

作業遂行上問題が生じた場合や作業実施継続が困難となった場合は、速やかに発注者に連絡を行い、その後の対応を協議すること。

疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上対応すること。

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 薬001

請負の表示 : 空間的遺伝子発現解析業務 一式

見積金額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請負契約書（案）

請負の表示 空間的遺伝子発現解析業務 一式

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8.2及び第72条の8.3の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 研究科長 小比賀 聡 と受注者との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、受注者の保有する施設において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、契約締結日から令和8年12月28日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了報告書を国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番6号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

研究科長 小比賀 聡

印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。